

入札監理小委員会 第681回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第681回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年3月3日（金）14：25～15：37

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○JICA情報通信網更改業務（独立行政法人国際協力機構）

3. 事業評価（案）の審議

○総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務

4. 次期事業開始時期の延期の報告

○大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の計算機等の運用管理支援及び監視業務

5. 閉会

<出席者>

関野主査、梅木副主査、小尾副主査、井熊専門委員、大山専門委員、柏木専門委員、
宮崎専門委員

（独立行政法人国際協力機構）

情報システム部	若杉次長
〃	システム第一課 市川課長
	坪松係員

（総務省）

大臣官房	企画課	サイバーセキュリティ・情報化推進室	馬場室長
			廣瀬課長補佐
			市川係員

（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構）

財務部	阿部部長	
〃	契約課	
	土田課長	
	広瀬契約第五係長	
共通基盤研究施設	計算科学センター	松永研究機関講師

(事務局)

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

(独立行政法人国際協力機構入室)

○事務局 それでは、ただいまから第681回入札監理小委員会を開催します。

初めに、「JICA情報通信網更改業務」の実施要項（案）について、独立行政法人国際協力機構情報システム部、若杉次長から御説明をお願いしたいと思います。

○若杉次長 ただいま紹介にあずかりました独立行政法人国際協力機構（JICA）情報システム部の次長をしております若杉です。

本日は、官民競争入札等監理委員会市場化テスト対象として選定された「JICA情報通信網更改業務」実施要項（案）に関するヒアリングの場を設けていただき、ありがとうございます。

競争性の確保と経費削減への対応、この機会に幅広い事業者の方に参加いただきますよう、本日の委員会で頂戴する御意見を基に、さらに改善を進めてまいります。どうかよろしくお願い申し上げます。

今回御説明申し上げる情報通信網更改業務は、東京の本部、国内15拠点、海外約100拠点及びデータセンターに通信網というライフラインを整備するもので、今回初めて市場化テストの対象となります。

JICAにおけるITシステムの基盤環境を提供している当情報システム部としては、日本国内、途上国、様々な環境や条件にある約6,600のユーザーに、情報セキュリティを担保しつつ、一定レベルのサービスを提供することが肝要と考えています。

それでは、本件を担当するシステム第一課課長の市川より、実施要項（案）の概要を御説明させていただきます。

○市川課長 ただいま次長の若杉より指名ありましたJICA情報システム部システム第一課の市川と申します。

それでは、既に拝読いただいているかとは存じますが、お手元の資料に沿って、ポイントを絞って、事業概要に関して御説明をさせていただきたいと思います。

本事業は、現行契約の更改という位置づけでございまして、基本的には、前契約の要項、仕様書がベースとなりますけれども、昨今の技術革新により適用可能となった技術を積極的に導入することにより、業務上の要件を満たしながらコスト削減を実現するといった点も念頭に内容の見直しをしております。

本日は、本小委員会の趣旨であります競争性の確保及び経費削減効果への対応という点に照らして、加除変更している点の中から6つのポイントに絞って御説明をさせていただきます。

きたいというふうに思っております。

それでは、まず、本事業の概要について、資料のA－3番、それからA－2番の3ページから5ページにわたって御説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料のA－2番の3ページの項番2番の（1）に、本業務の概要ということで記載がございます。一言で申し上げますと、先ほど若杉からもありましたが、JICA関連の国内外約120拠点に点在する6,600人ほどのユーザーに対して、業務実施上で不可欠な基幹インフラとなるネットワークサービスの利用環境を提供するものと言えると考えてございます。

加えて、今の資料のA－2番の36ページ、調達仕様書案の調達案件の概要の（4）番のところに目的が記載してございますけれども、こちらをハイライトさせていただいております冒頭の部分、ここにもございますが、今回の更改においては、サービスの品質は維持しつつも、各拠点のネットワーク運用負荷が軽減する仕組みを導入整備していくということを本調達の目的と定めてございます。

この業務の現行契約が2025年3月で満了する予定になっておりますので、その後継となる次期事業として、設計構築から運用までを一括して調達するということを考えているものでございます。

続いて、本業務範囲を現行契約と次期契約の相違点を中心にA－3番の資料にて簡単に御説明をさせていただきます。

A－3番の資料を御覧ください。

ここの1ページ目に、現行の業務イメージを記載してございます。

現契約の主な構成要素は、青でくくられている部分の①から④までございますが、国内拠点を接続する国内網、海外拠点を接続する国際情報通信網、それから、機構の情報資産が格納されているデータセンターを接続するデータセンター間接続、さらには、それらに共通するサービスを提供するセキュリティサービス基盤といったもので構成されております。

① から③の回線に関しては、IP－VPN回線（閉域網）もしくは、Internet－VPN回線で構築されておりまして、その通信経路上のセキュリティ基盤で必要なセキュリティを含めて担保するといったような仕組みになってございます。

続いて、2ページ目を御覧ください。

こちらが次期の概要イメージになります。

主な変更点としては、この２ページ目の右下に、現行との主な違いということで記載をさせていただいておりますが、データセンター間や在外拠点のごく一部の危険国を除いて、基本的には、閉域網は使わずにインターネットを活用するといった点。それから、在外拠点に関しては、インターネット回線も現地で調達する点。さらには、ここにSD-WAN技術と書いていますが、これを導入することを想定するといった点が現行との主な違いでございます。

以上のことから、冒頭の御説明とも一部重複いたしますが、適用可能な技術を導入することにより、業務上の必要な要件を満たしつつ、コスト削減を実現可能な内容になっているものと考えてございます。

続きまして、本事業の応札業者の構築期間に関して、前回の調達と比べて見直している点を御説明させていただきます。

資料のA-2番に戻っていただきまして、５ページ目、項番の３番を御覧ください。

実施期間に関する事項ということで記載がございます。

本業務については、当初、構築に恐らく一番時間を要すると考えておりました在外拠点の回線調達を、先ほど御説明差し上げたとおり、スコープから外しております。これによって構築引継ぎの期間を、当初は７か月間を想定しておりましたが、その後、２０２２年、今年度の上半期に実施したRFIにおいて、応札の関心企業から、半導体不足等による機器調達遅延リスクを鑑みて、構築期間がもう少し長めに設定されない限り、応札は難しいとの見解が示されました。

この声を考慮した上で、改めて適切な期間として、こちらに記載のとおり、構築引継期間を２０２３年１１月から２０２５年３月までということで、１４か月間設定いたしました。

加えて、同じくA-2番の資料の３８ページを御覧いただきたいのですが、３８ページの（８）番、作業スケジュールに関する留意事項のウのところにありますが、構築期間中に生じる対象国の政情不安等に伴う輸送遅延等々、予測不能な外部要因の変化による作業スケジュールの遅延に関しても、機構側と協議をした上で変更に応じるということを決めております。

要すれば、一方的に応札事業者側がそのリスクを取るといった形にならないような配慮をさせていただいております。

こういった取組によって次期業務の運用開始時期が１年後ろ倒しになるということから、

現行契約についても連動する形で1年延長するという計画にしております。

続きまして、複数事業者による共同入札についての改善点という点を御説明させていただきます。

5ページ目を御覧ください。

A-2の資料の5ページの項番4番の(9)にハイライトしてございますが、複数事業者による共同企業体の入札参加を受け入れるということにいたしております。

通信網全体の主回線をこれまでのIP-VPNやInternet-VPNといった網から、先ほど御説明差し上げたとおり、インターネット網へ変更するという事、それから、在外拠点の回線が本事業のスコープ対象外になったことから、応札に関して、回線事業者に加えて、システムインテグレーターといった事業者も、回線事業者と共同企業体を構成いただくことによって要件を満たす提案ができる可能性が高まるのではないかとこのように考えているところでございます。

続いて、同じくA-2番の資料の10ページを御覧ください。

項番の7番、本業務における従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、こちらに記載しておりますとおり、従来の業務に関する情報を可能な範囲で開示することにより、応札関心企業側が、本業務の事業規模であったり、業務の内容をよりの確に把握できるようにといったような工夫を施しているところでございます。

続いて、同じくこの資料の37ページを御覧ください。

図1のポンチ絵の上にハイライトしてある箇所がございます。次期事業においては、先ほど、これまでに御説明を差し上げているとおり、閉域網を主回線として利用することは廃止して、インターネット回線と各拠点間に設置したネットワーク機器、ルーターで構築されたWAN(Wide Area Network)、これの上にソフトウェアを用いて仮想的なWANを構築する、これを管理するといったような仕組みを導入する想定としております。ここではSD-WANと総称させていただいております。

これによって運用保守のコストに加えて、在外拠点での構築作業、このコストも軽減するという事により、導入コストの軽減も同時に図られるのではないかと考えております。

最後に、64ページ、65ページを御覧ください。

応札事業者側に求める資格要件、実績についての記載がございますが、ここに関しては、これまでの過去の調達に照らして、今次求める品質要件を満たすためには、前回の調達時

と同等の資格要件等を設定することが妥当ではないかと考えておりますので、基本的な変更点はございません。

以上6点、私からの説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員の方は、御発言をお願いいたします。

○大山専門委員　説明ありがとうございました。

確認させていただきたいのですが、現地調達で行うネットワークの回線のことなのですが、移行にかかる全体の時間を長く取っていただいているということで、これは分かるのですが、その間、ネットワーク回線について、現地の方は別会計になっているのでしょうか。それとも応札者が負担することになるのでしょうか。

○市川課長　御質問ありがとうございます。市川から回答させていただきます。

回答は、別会計になるというのがお答えになります。

○大山専門委員　そうすると、その経費というのは、今の状況から見るとプラスアルファになるのではないかと思いますのですが、そこについて、準備が遅くなるとか、そういうことはないのですね。結局、時間を長く取っていても、余計な費用がかかるからということかどうかということとは起きないと思ってよろしいのですね。

○市川課長　御質問ありがとうございます。御質問の点に関しては、基本的に御理解のとおり我々としては考えております。

まずは在外拠点に関しては、1つには、今の現行の回線を、この次期の契約が始まるまでの期間は引き続き利用するということ。

それから、各拠点が独自に調達することになるインターネット回線に関しては、今、我々のほうで整備を進めておりまして、ターゲットとなる2025年4月の前に、その回線を準備する、こうすることで、回線の重複であったり、あるいは間に合わないといったようなスケジュールにならないように調整しながら、そこをターゲットに、各拠点のインターネット回線の整備を進めていくということで、今、計画をしているところでございます。

○大山専門委員　分かりました。ありがとうございます。

外国ですから、環境によって、設定あるいはテストに余計な時間がかかることもあるし、いろいろあるので、そこは入札しようとする事業者が躊躇しないように、ぜひ説明をしっかりとっていただければと思います。

それからもう1つ、これに関係するのですが、今回、回線を入れ替えるのに一定期間取っております。これは半導体が間に合わないからというお話もございましたけれども、その次の時期はまだお考えではないかもしれませんが、今回のSD-WANを応札し、採用したところにベンダーロックインになることはないということをどのようにお考えでしょうか。もしお考えがあれば、教えていただきたいと思います。次の調達競争性をどう維持するかということです。

○市川課長 ありがとうございます。その点に関しては、御指摘いただきましたとおり、まだ先の話にはなりますけれども、きちんと予見しつつ、必要な対応は図ってまいりたいと思っています。

原則的には、ベンダーロックインという事態には陥ることはないと考えてございまして、次期の更改のタイミングでは、もし仮にその時期に、今回の調達で導入することになるSD-WANのような技術革新があったとしても、基本的に、網全体を張り替えるという整備になるかと思いますので、ベンダーロックインといったような事態に陥ることはないのではないかと考えているところでございます。

○大山専門委員 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○井熊専門委員 御説明ありがとうございます。

結構大きな規模の事業だということもありまして、この資料A-2で、入札に関する募集のスケジュールが書かれています。A-4のコメントにもあるように、十分な準備期間と、応札者の理解を促すということが今回の調達の1つのポイントかと思うのですが、どういう準備期間をとり、どういう理解の促進を行うかということについて御説明いただければと思います。

○市川課長 御質問ありがとうございます。まず、御質問の趣旨を確認させてください。

業者が選定されて入札後の構築期間ではなくて、入札前の準備期間をできるだけ長く確保するという観点での御質問だったという理解でおりますが、その理解に基づいて回答させていただきます。

○井熊専門委員 この入札をやりますと言ってから、応札者が提案を提出するまでの期間です。

○市川課長 ありがとうございます。従前、前回の調達も含めて、応札企業が準備する期間としては、前回は約2か月という準備期間だったところを、1か月増やして3か月という形に期間を設定して、より準備期間をできるだけ長く確保していただくような配慮をし

ているところでございます。

加えて、今回このような調達を我々が考えているというところに関しては、今年度の上半期に実施したRFIにおいて、こういったタイミングで、どのような内容の調達を我々が考えているかといったところに関しては、応札に関心を持っていただいている企業の方には、詳細な情報を示しているわけではございませんが、御理解をいただいているところかということもありますので、そういったところも踏まえて必要な準備を図っていただけるものではないかと理解しております。

○井熊専門委員 IT業界は、今、どこでも人手不足なので、公式な公告の前にもいろいろな情報発信をして、とにかく体制整備に十分な期間を与えるということを是非検討していただきたいと思います。

○市川課長 御助言ありがとうございます。我々のほうでも、別の類似する調達等々で、まさに御指摘いただいたとおり、リソースの確保といった点では十分考慮しないといけないような状況にあるというところは十分承知しておりますので、いただいた御助言、十分配慮してこれから進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございます。

仕様書の65ページ目の通し番号のところですが、(3)の作業場所というところに、イで「受託者は事前に当機構と協議し、了承を得た場所で作業を行うことができるものとする」という記載がございますが、基本的に誰か1名常駐されることを希望されているのか。あるいは、ヘルプデスクや運用管理に関して、遠隔での管理なども必要な体制がそろっていれば特段常駐要件は課していないという理解でよろしいのか、ここの「協議して了承を得た場合は別な場所で作業ができるものとする」という記載の趣旨を確認させていただきたいというのが1点と、この点が、誰か1人常にいたほうが体制として充実していて望ましいということだとするのであれば、同じく通し番号の105ページ目の加点の評価体制のところ、何かそのような内容が分かるような記載を工夫していただいたほうがよろしいのではないかと思いますので、この点に関して、どういう趣旨なのかということを教えていただければと思います。

○市川課長 御質問ありがとうございます。まず1つ目、前者の御質問に関して、我々の意図するところとしては、後者のほうになります。後者というのは、必ずしも機構内の指定する場所に常駐していただくということを想定しているものではございません。ですので、必要なコミュニケーションが取れるのであれば、場所は特に我々のほうで定めたり、

求めたりしているものではない、こういうふうに考えているところでございます。

そこから照らしますと、後半で御助言いただいた105ページの実際の評価のところに関しても、現時点では、そこまで常駐を求めるということを意識しているところではございませんので、加点要素としての配点の見直しといったところも、現時点においては考えていないとお答えできるかというふうに思います。

○宮崎専門委員 承知いたしました。ありがとうございます。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。事前にお聞きした件で、現地調達の部分が要件定義書の中に入っているということで、その部分は業務範囲外だということを明記して参考情報にするというお話だったのですが、一方で、現地調達するネットワークの回線の品質とかについて、今回、応札する事業者は、今、責任を持たないというような感じになっていると思うのですけれども、実際に実施してみたら、うまくいかなかったみたいになったときに、どっちがどう責任を負うのかというところがあまり明確ではないのではないかという気がしますので、調査機関でうまくいくかどうか分からないのですが、今回、応札する事業者に、このくらいの品質のネットワーク回線であるべき、のようなことについて、何か出させるようなことをする等、JICAの方でそれを調達するにしても、何か支援をしてもらうようなことは考えなくても大丈夫なのではないかということをお聞きしたいのですが、そこはもうJICAが責任を持ってやるので心配しないでくださいということであれば大丈夫なのですが、いかがでしょうか。

○市川課長 御指摘、御助言ありがとうございます。現時点では、まさに約100ある在外拠点それぞれ状況も事情も違いますので、どのようなインターネット回線を準備できるかということに関しては、まだ不確定要素があるというところは確かに御指摘のとおりかというふうに考えております。

そういった不確かな状況を解消するために、我々のほうで、2023年度、来年度の上半期中に、各拠点と我々のほうでコンサルテーションを実施する計画を立ててございます。その中で、各在外拠点で独自に調達可能なインターネット回線の品質であるとか、帯域であるとかといったようなところのすり合わせにつき、コンサルテーションを通じて行い、今回調達する次期の通信網の中で利用するに足るクオリティのものがきちんと各拠点で準備ができるというところを我々の方できちんと担保していくということで今考えているところでございます。

○小尾副主査 分かりました。できれば、説明会でも何でも良いのですが、そういうよう

なことを J I C A としてやっていますということが今回の応札事業者に分かるように、そこは完全に J I C A の責任でやりますよということとか、こういう形で進めていますということをしっかりと説明した方が、応札する側としては安心できるかと思いますので、ぜひそこは考慮していただければと思います。

○市川課長 御助言ありがとうございました。非常に大事な視点だというふうに理解をいたしました。ありがとうございます。

○関野主査 御説明ありがとうございました。確認ですけれども、最後の御説明にあった資格の話でございますが、いわゆる設計構築経験を 3 年以上有していることという場合と、3 年以上有していることが望ましいという 2 パターン書かれておりますが、いわゆる R F I など、これは少し厳しいのではないかというような意見はなかったということによろしいのでしょうか。

○市川課長 ありがとうございます。御理解のとおりで、これまでのプロセスにおいて、特にそういった声がこちらへ来ているということはございませんでしたので、そういった意味では、大丈夫だと現時点では考えているところでございます。ありがとうございます。

○関野主査 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局からですが、委員から御指摘いただいた事業者へのしっかりした説明をするという点については、機構で実施していただけるというふうに理解しております。

○市川課長 御理解のとおりでございます。ありがとうございます。

○事務局 よろしくをお願いします。

関野主査、取りまとめをお願いします。

○関野主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、今後の実施要項（案）の取扱いや監理委員会の報告資料の作成につきましては、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○関野主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをして、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

では、本日はどうもありがとうございました。

○若杉次長　ありがとうございました。

○市川課長　どうもありがとうございました。

(独立行政法人国際協力機構退室)

(総務省入室)

○事務局　続きまして、総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務の実施状況について、総務省大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室、馬場室長から御説明をお願いしたいと思います。

○馬場室長　総務省、馬場です。今日はよろしくお願いいたします。総務省LANの関係で御説明をさせていただきます。

まず、総務省LANの概要です。総務省ネットワーク基盤として総務省情報ネットワーク最適化計画に基づいて、総務省職員が行政活動を行うための基盤となるシステムになっております。電子メール、省内ポータル、ファイル共有サーバ、テレワークのためのリモートアクセス、ウェブ会議等の機能を職員に提供しております。原則として24時間365日、約7,000のユーザーに対して機能を提供しているため、ICT、マイナンバーを所管しております我が省として、高い安全性、信頼性を求めるシステムとなっております。

総務省LANは平成24年から市場化テストの対象になっております。今期が第3期の事業となっており、今まで一括調達をしていたのですが、競争性を高めるために分離調達という形で行っております。

資料2-1について、御説明をさせていただきます。

まず、事業の概要の(1)業務内容です。

こちらは総務省LANシステムの更新整備及び保守・運用業務の内容です。総務省職員が求める機能ですとか品質について、まず、仕様書に基づいて設計・構築をする、そうした計画を立てる。その計画に基づいて設計・構築を行う。こちらについて、テストを行い、システムを構築する。そのシステムについて、安定的に保守・運用を行うというような事業となっております。

受託事業者が日鉄ソリューションズ株式会社、1者応札という形になっております。

2の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価に移りまして、こちらは実施要項において定めた確保すべきサービスの質の達成状況に対する我が省の評価です。評価事項、総務省LANの稼働率、セキュリティ上の重大障害、システム運用上の重大障害、この3

つを評価事項として設定しておりまして、いずれも達成しているという評価をさせていただいております。

実施経費の状況と評価に移りまして、(3)の評価です。本事業、市場化テストの第3期の評価のため、市場化テスト実施前と比較を行う場合、10年以上前のものと比較することになってしまい妥当ではないと考えまして、前期である第2期の費用と比べて評価を行うことにしております。

第2期と比較しまして約20億円、27.3%の経費増となっております。

こちらの経費増の原因といたしまして、第2期と同様に、政府方針ですとか各種ガイドラインに基づいて、総務省LANシステムの更新に合わせ新たな投資を行ったことによるものです。

具体的に言いますと、コロナ禍でテレワークの需要が増大いたしましたために、リモート接続環境の強化や、それに伴って、ファイルサーバの容量の増加等が原因となっております。

特に「クラウド・バイ・デフォルト原則」があり、将来のクラウドサービスへの移行を見据えて各種サービスの統合などを行ったことで、経費の増大割合が大きくなっております。

一方で、機器の賃借、保守・運用のサービスという経費がサービス拡大に伴って増大し、サービス提供基盤の統合によって機器数が減少しました。結果として費用は増加しましたが、その割合については比較的小さく抑えられたものと考えております。

続きまして、資料2-2に移っていただければと思います。

総務省LANシステムの運用管理及び受付窓口業務について説明をさせていただきます。

1の(1)業務内容です。こちらの事業の内容といたしましては、利用者の一元的な受付窓口となっております。利用者から各種申請等が上がってきます。あとは、不具合について相談が上がってきます。そうしたことについて、申請をあらかじめ定められた基準、方針に基づいて処理するですとか、不具合の場合は、保守・運用ベンダーと連携して調整・解決するというようなことを行っております。

受託事業者なのですけれども、日鉄ソリューションズの1者応札となっております。こちらについて、汎用性の高い分野でございましたので、他省ですとか独法のヘルプデスク・コールセンター業務を受託しているような事業者10社以上にお声がけをして応札のお願いをしましたが、結果として、日鉄ソリューションズ1者のみの応札となりました。

続きまして、2の確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価のところを説明させていただきます。

こちらは評価事項が2つありまして、運用管理業務に関する基準及び方針の定期的な更新というところで、3つの測定指標を設けております。

1つ目ですが、利用者から申請が日々上がってきます。例えば、システムの設定により閲覧ができない、閲覧禁止されているようなサイトなどについて、業務上必要があるのでは見させてくれというような申請が日々上がってくるのですけれども、そういったものを許可するかしないかということをおあらかじめ基準を定めております。そういった基準について、最新の技術動向ですとか、運用の効率性などに鑑みて、定期的にアップデートしていくというようなことをしているかどうかというところです。こちらはきちんと見直されていて、サービスの質は確保されているという形で評価をしております。

2つ目の指標ですけれども、この窓口の中で判断できないことについては、主管課へ判断を上げないといけないという形なのですけれども、こちらの判断依頼回数について、時期を経るごとに減少しているということで、サービスの質は確保されているという形で考えております。

3つ目の基準ですけれども、改善提案について、一覧として管理して、順次改善対応を行っているという形で、サービスの質は確保されているという形で考えております。

評価事項の受付窓口業務に関する利用者満足度調査というものもありまして、こちらについてはアンケートを実施しております。回収率70%以上、かつ、基準スコア75点以上を維持するというところで測定指標を立てておりますけれども、いずれもクリアしているという形になっております。

3、実施経費の状況及び評価のところに移らせていただきますと、3、(3)の評価のところですが、こちら先ほどの事業と同様、第2期の事業と経費の比較をしております。全体として1.7億円の経費減という形になっておりまして、その経費減の原因として考えられることは、人員を効果的に配置したというところにあるかなと考えております。

この2つの事業を結果的に1つの事業者が応札したというところで、両方のリーダーが更新整備等業務と運用管理等業務を兼務して行ったというところでは、上位SEと初級SEをセットにして効果的に業務が回るようにしたことで、業務が増えたにもかかわらず経費が減ったとなり、相当以上の削減効果が得られたのではないかなと考えております。

4の民間事業者からの改善提案というところについても、受付業務について、例えば、

人事異動ですとか国会等のイベントのときには問合せが増えるので、対応人員を増やしておくというようなことを提案され、それが実際に取り入れられて、それによって円滑に業務が行われたというような実績があります。

6の今後の事業のところに移っていただきまして、この事業全体、更新整備等業務とも共通の内容なのですけれども、総務省LAN自体、今後、令和7年4月をめどに、デジタル庁が整備するガバメントソリューションサービスですとか、ガバメントクラウドサービスに移行する方針となっております。

移行に向けての検討は、まだ明らかになっていないところが多々ありますが、今提供しているサービスのうち、利用率が低いものについては廃止します。残るサービスについては、全職員が定常的に利用するものについてはG S Sに移行する。一部の職員が利用するものについては別として考え、原課がおのおの手配するという形になります。総務省全員が利用する基盤システムとしての総務省LANは、今後廃止になる方向になっております。

全てが廃止になるということになるのですけれども、一部、総務省に残るという部分がございます。例えば、メルマガのサービスを地方の部局などが一部使っているのですけれども、そういったものが細々と残る形になりますが、今後については、総務省LANという形では市場化テストの対象にならないのではないかと考えているところです。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上となります。

○事務局 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価案について、事務局から説明いたします。

○事務局 事務局です。事業の概要につきましては、ただいま御説明がございましたので省略をさせていただきます。

それでは、評価の案につきまして、事務局のほうから御説明をさせていただきます。

評価の概要です。

結論ですが、本事業は、競争性の確保の点におきまして課題が認められて改善が必要ですが、他方、本事業は、先ほど御説明ありましたとおり、令和7年度をめどにデジタル庁のガバメントソリューションサービス等へ移行して、本事業は実施されないことになります。このため、今期事業をもって市場化テストを終了させていただきたいと考えております。

では、具体的な評価についてです。

まず、質についてですが、先ほども御説明ありましたように、各種設定されました確保されるべき水準を共に満たしていますので、質の確保につきましては問題がなかったと認

識しております。

実施経費につきましてですが、今期は事業を2つに分割して調達をしたわけですが、市場化テスト実施前の従来事業との共通部分に当たる経費を、現在確認できる資料からは確認ができなかったために比較が困難でした。それで、今期と第2期、1つ前の期と経費を比較いたしました。運用管理、受付窓口業務につきましては、月額換算で約10%減少しておりますが、更新整備、保守・運用業務につきましては、月額換算でいきますと40%増加しております。第2期との共通部分に当たります経費の比較ができなかったものから、全体としては削減効果は確認できなかったという評価をさせていただいております。

また、競争性につきまして、今期は競争性向上のために、汎用性が高いと見られます運用管理及び受付窓口部分を切り離して競争性を高める工夫をいたしましたが、結果的には1者応札となったことから、競争性の確保について課題が認められたというものです。

今後の方針ですが、総務省LANシステムといたしましては、本事業期間の終了後、ごく一部の業務を除き、そのほとんどがデジタル庁のガバメントソリューションサービス等へ移行し本事業が実施されないため、市場化テストを終了させていただきたいと、こういうふうに認識をしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ただいまの事業の実施状況及び評価案について、御質問、御意見のある委員の方、御発言をお願いいたします。

○宮崎専門委員 御説明ありがとうございました。この事業、デジタル庁の業務に移行するということなので、結論としては終了するというところで、意見の相違はないところなのですが、公共サービス改革推進室側の評価としては、1者入札の改善とか価格の低減とか、なかなか改善が認められたという認識が難しい状況だと思いますので、最後の5ページの今後の方針というところに、本事業は実施されないため市場化テストを終了する、で終わっているのですが、個人的な意見として、終了するものの、引き続き競争性の状況とかデジタル庁に移行した後の業務の状況は注視するとか、確認を継続するとか、何かそういうコメントを付していただいたほうが、より違和感がないかと思いました。

○事務局 事務局です。御意見ありがとうございます。

そうしましたら、今の御意見を踏まえまして修正を検討させていただきたいと思います。

○梅木副主査 私も、今、宮崎委員がおっしゃったところ、全く同意致します。

あと、資料2-1の3ページ目、経費の削減についての説明をいただいたところなのですが、すけれども、全体的に経費は増加しているが、「機器等の数が少なくなったためその増加の

割合は比較的小さく抑えられたものと考えている」というところがありまして、これは、使っている機器がそもそも以前から減少していてコストが少なくなったということを確認して、それで全体的に見たら２７％の増加というわけではないということをおっしゃろうとしているのでしょうか。この辺りにつき、具体的に確認させていただければと思います。

○馬場室長 総務省、馬場です。

機器の台数については、実際に確認をいたしまして、サービス統合などをやりましたので、実際に機器台数は減っております。

そのため、差引きで増加はしたのですけれども、その増加の割合は比較的小さく抑えられたというふうに考えています。

○梅木副主査 そうしますと、この２７％の経費増というものが、そもそも本来であればもう少し多かったかもしれないけれども、この数字自体は小さく抑えられたものだということであって、このほかにさらに別のところで抑えられているということを言っているわけではないということですか。

○馬場室長 そうです。御認識のとおりです。

○梅木副主査 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの評価の結果につきましては、私もそのとおりで、同意するものです。

私からは以上です。ありがとうございます。

○馬場室長 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、事務局から何かあれば、お願いします。

○事務局 事務局です。先ほど宮崎委員のほうから御指摘いただきました今後の方針についての、終了するものの、競争性の確保と経費の削減については課題が認められるため、デジタル庁移行後も引き続き注視していきたいというような感じの文面の作成を検討させていただきまして、後ほどまた事務局のほうから確認をさせていただきたいということでよろしいですね。そういうふうな対応をさせていただきたいと思っております。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、今御説明ございましたとおり、今後の方針につき、若干修正を検討させていただきまして、後ほど皆様に確認させていただきたいと思います。

評価自体としましては、御異論はないということですので、本日の審議を踏まえまして、

終了という方向で監理委員会に報告するようにしたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

○馬場室長　ありがとうございました。

(総務省退室)

(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構入室)

○事務局　続きまして、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の「計算機等の運用管理支援及び監視業務」の次期事業開始時期の延期の報告について、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務部、阿部部長から御説明をお願いしたいと思います。

○阿部部長　大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構財務部、阿部でございます。

それでは、資料3について御説明させていただきます。

1、事業概要でございます。

本事業は、当機構の職員や他研究機関等の共同研究者らが行う研究や業務に対して重要な役割を担う各種計算機システム、ネットワークシステム等の運用管理支援、利用者支援補助及び監視業務について、専門事業者に委託しているものでございまして、従前の調達において1者応札が継続し、競争性の確保に課題があったことから、令和6年4月1日から民間競争入札を実施した契約をすることとして、令和4年7月5日閣議決定の公共サービス改革基本方針の別表に掲載されている事業でございます。

2、事業開始時期を延期する必要性でございます。

運用管理支援等業務の主な実施対象でございます中央計算機システム、セキュアネットワークシステムについて、令和6年8月に契約が終了する予定でございますが、現在、機器を入れ替えるための新たな調達手続を進めているところでございます。国内外の新型コロナウイルス感染拡大や、ロシアのウクライナ侵攻などに伴いまして、物価高騰や資材調達の見通しが立たないこと等によりまして、機器構成の仕様、予算規模等の決定に時間を要しているものでございます。

本運用支援等業務の仕様の作成に大きく関わっております両システムの次期契約の準備に時間を要していることから、令和5年中に民間競争入札の手続を含めたスケジュールを組むことが困難な状況になってございます。そのため、民間競争入札の事業実施時期を1年延期することとしたいと考えているところでございます。

続きまして、1枚めくりまして3、令和6年度の調達方針と、4、延期に係るスケジュール等につきましては、記載のとおりでございます。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたが、御質問等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。延期すること自体は仕方がないかと思うのですけれども、この運用管理支援や監視業務の対象となる中央計算機システムやセキュアネットワークシステムと、今回のこの業務とのタイムスケジュール的な微妙なずれが少し気になっており、今回、延期をすると、次々期契約については、恐らく現事業者との随契ですか。令和6年4月から令和7年3月まで、管理支援や監視業務をお願いすることになるかと思うのですが、この次々期契約の途中でシステムが変わるわけですね。ですから、いわゆる随契というか、現事業者にとってみたら、途中でシステムが変わってしまって、保守というか、支援したり、監視をする対象が途中で変わるということになると思うのですが、もしそうなのであれば、例えば次々期契約を半年間にして、半年後からこの市場化テストの対象となる業務を始めるというふうにしたほうが問題がないような気がするのですけれども、ここについて、できないとか、お金の問題や契約の問題で難しいという、何かそういう理由があるのでしょうか。

○広瀬契約第五係長 高エネルギー加速器研究機構の広瀬と申します。御質問ありがとうございます。御質問の件について回答させていただきます。

まず、気になるところですが、随意契約ではなくて、一般競争でありまして、対象事業である契約も、支援を行う対象機器である中央計算機システム、セキュアネットワークシステム、こちらのほうも全て入札で行うこととしています。

契約途中で対象の機器が変わらないために、まさに対象事業になっている契約をうまく切り分けて途中で変わらないようにしたほうが良いという御質問かと認識した上で回答させていただきます。

契約途中で切り替えたほうがメリットもあるとは思いますが、ただ、新規業者にとっても、現在の契約している業者にとっても、途中で変わることは同条件と認識しておりますので、複数応札者を確保するというメリットについては、あまり効果がないかと思っております。

○阿部部長 財務部長、阿部でございます。補足させていただきます。

今回の令和5年度の運用支援につきましては、今回のシステム入替えの仕様内容が固まった後に運用支援の仕様が固まることになってございますので、一般競争ができる考えでございますので、随契は考えてございません。相手方に対して、今と同じような形で競争性が保てるような形は取れるかと思っております。

○小尾副主査 よく分からなくなってきました。

今回のこの運用、管理支援と監視業務で、次期契約、令和5年4月から令和6年3月までは一般競争入札を実施する。

○阿部部長 そうでございます。

○小尾副主査 次々期契約も一般競争入札を実施する。

○阿部部長 はい、そうでございます。

○小尾副主査 そうすると、次々期契約の令和6年4月から令和7年3月の契約の間に対象となるシステムが変更になるということですね。

○阿部部長 はい、変更になります。

○小尾副主査 これは、一般競争入札をする上で、仕様はもう固まっているから良いということですか。

○阿部部長 運用支援の新しい仕様をつくる上で、既にシステムも分かっておりますので、令和6年からの運用支援業務につきましては、一般競争ができると考えてございます。

○小尾副主査 そうすると、それより途中で変わるというような契約をするのであれば、例えば、次期契約は難しいのかと。例えば、次々期契約を半年間にして、市場化テスト対象を令和6年9月から等にするというのは難しいのですか。途中でやっぱりシステムが変わるといって、保守というか、管理支援や監視業務としては余計なコストがかかる可能性も否定はできないと、どういうシステムになるかまだ分かっていないということなので、現段階では何とも言えないと思うのですが、可能性もあるとは思っているので、それであれば、システム入替えと同時に運用管理支援と監視業務もそこからスタートというふうにしたほうが良さそうな気もするのですけれども、もしない理由とか、そうできない理由は何かあるのですか。

○松永研究機構講師 松永と申します。年度途中からということになりますと、人員確保の点でかなり問題が出てきます。この研究所等の運用管理支援は、大体1年度、年度契約になっていますので、新規の業者が年度途中から管理するというのは非常に難しいと考え

ております。

○小尾副主査 なるほど、分かりました。

やはり、途中でシステムが変わるということについて少し気になるポイントもあるので、そこら辺は十分配慮しながら調達をしていただきたいと思いますし、次々期契約については市場化テスト対象ではないということになるので、その新しいシステムについてなのですが、ある程度、例えば構築事業者であれば、新しいシステムについて比較的知見があったりするということになりますので、そういうところが有利に働く可能性も出てくるかと。競争性という意味で少し違いが出てくる可能性もありますので、そこを十分注意しながら調達を進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○阿部部長 貴重な御意見ありがとうございます。そのような形で取り組みたいと思ってございます。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局から何か確認すべきことがあれば、お願いします。

○事務局 ありがとうございます。今回の件、1年延期させていただくことを御了承いただきまして、ありがとうございます。

次期市場化テストは令和7年4月1日からになりますので、令和6年度が審議の時期になってきますけれども、高エネ研の方と調整させていただきながら、早めにキックオフといたしますか、打合せを始めたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、今、小尾先生のお話がありましたけれども、今回の1年延長自体には異議がないということだろうと思いますので、この件につきましては、異存がないということで整理したいと思います。

次回の市場化テストのときのキックオフをなるべく早めにとということをお願いしたいと思えます。

それでは、本日は、どうもありがとうございました。

○阿部部長 ありがとうございました。

(大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構退室)

— 了 —